

令和 4 年 5 月 26 日現在

機関番号：33917

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2021

課題番号：18K01305

研究課題名(和文)労働政策立法の研究

研究課題名(英文)Research for the Policy of Legislation in Labor Law

研究代表者

緒方 桂子(OGATA, KEIKO)

南山大学・法学部・教授

研究者番号：70335834

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、以下の法分野に関し、法政策の効果・機能について検討を行った。まず、雇用機会均等法に関しては、コロナ危機の下で生じた、女性労働者を中心とした雇用状況の悪化とそれに対する法政策のあり方を、韓国、ドイツ及び日本の比較法研究により明らかにした。労働時間規制に関しては、「働き方改革」における新しい労働時間法制の意義について検討した。また、ドイツの架橋的パートタイム労働時間制の意義について明らかにした。非正規雇用関連法に関しては、有期契約労働者の均等・均衡待遇および更新上限条項をめぐる法的課題について、法政策の観点からみた問題や法解釈について検討を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

労働時間法制、非正規労働法制、そして雇用平等という、現代社会において非常に重要なトピックとなっている労働法上の問題について、労働立法政策という観点から、その意義や法解釈上の問題点と今後の展望を明らかにした。研究手法として、当初からドイツおよび韓国との比較法研究を予定していたが、2020年1月に始まったCovid19が引き起こしたパンデミックの下で、それぞれの国が労働法政策上の課題についてどのように対応したかを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This study examined the effects and functions of legal policy in the following areas of law.

First, regarding the Equal Employment Opportunity Law, we clarified the deterioration of the employment situation, especially for women workers, that occurred under the Covid-19 Crisis and the legal policies that should be implemented in response to this deterioration, through comparative legal research in Korea, Germany, and Japan. With regard to the regulation of working hours, the significance of the new working hour legislation in the "reform of the way of working" was examined. The significance of the German bridging part-time working hour system was also clarified. With regard to laws related to irregular employment, this study examined legal issues concerning equal and balanced treatment of fixed-term contract workers and maximum renewal clauses, and discussed issues and legal interpretations from a legal policy perspective.

研究分野：労働法学

キーワード：非正規労働法制 家族ケア 労働時間法制 有期契約労働者 均等均衡処遇 新型コロナウイルスと労働法

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

労働法の分野においては、ここ 30 年ほどの間、かつてないほど立法が活発に行われている。それらは性差別の禁止や雇用平等、労働時間の短縮、育児責任や介護責任と就労との両立、障害者差別の禁止やその就労の促進、非正規雇用の条件改善や安定化等、特定の政策目的を実現するためのものである点に特徴がある。

こうした立法の意義や役割を活かしていくためには、伝統的な裁判規範を採求する法解釈学では不十分であり、法の制定過程、立法に込められている政策目的、その実現手法、法の効果(その有無及び程度) 目的を実現していない場合の原因の究明等が不可欠である。

本研究は、こうした検討を通じて、「労働立法政策学」という新たな法分野を構築しようとするものである。

2. 研究の目的

本研究は、1 で述べた問題意識を基礎におき、いくつかの立法の制定過程の研究、そしてその結果としての当該立法の効果(解釈の限界、法の欠缺等の抽出等)を取り出して、法の動態的な研究を行い、今日の労働法分野における立法現象を動態的、体系的にとらえる研究手法を構築しようとするものである。

3. 研究の方法

本研究においては、個別立法を特定の分野から取り上げ、それぞれについて立法過程、立法趣旨・目的、その実現方法、実現の有無・程度、実現が不十分な場合の原因を明らかにする。また、法の与えた/与えている効果・影響については裁判例の分析と統計調査等を組み合わせて行う。

また、研究に際しては、ドイツ法及び韓国法を比較対象とする。ドイツは、日本と法体系が類似しており、また比較的安定した立法を行っている国である。他方、韓国は、政権交代によりドラステックに立法政策が変わる国である。これらの国を日本と比較法研究することによって、研究が重厚になる。

4. 研究成果

本研究の目的の第 1 は、法の制定過程に関し、労働法の分野で世界的に求められている三者構成方式の意義と課題を明らかにすることであった。この点について、比較法的な観点から検討を深めることを計画していたが、新型コロナウイルス(以下、コロナと呼ぶ)の世界的大流行(2020 年 1 月~2022 年 4 月以降も継続中)によって引き起こされた社会的危機(コロナ禍)のなかで、労働法及び社会保障法分野の諸法は、緊急事態に対応すべく、ややイレギュラーな形で改正されたり運用されたりした。そのため、交付申請書に記載した第 1 の研究目的については十分な検討を行うことができず、十分な成果をあげることができなかった。

第 1 の課題については、本研究の期間経過後も、引き続き、継続していくことにする。

本研究の目的の第 2 は、法政策の効果・機能について、雇用機会均等法、労働基準法の労働時間規制、非正規雇用関連法を取り上げて検討することであった。

雇用機会均等法に関しては、同法自体を取り上げるのではなく、性を理由とした労働者の労働条件や雇用環境という観点から検討を行った。

とりわけ、コロナ危機の下で生じた、女性労働者を中心とした雇用状況の悪化とそれに対する法政策のあり方を、韓国、ドイツ及び日本の比較法研究により明らかにした。着目したのは、コロナ感染防止策として人々の日常的な活動(労働、教育サービスの提供、介護・育児サービス提供等)が抑制されるなかで、その影響をもっとも大きく受けた女性労働者、特に非正規雇用の女性労働者に対する法的支援のありようである。

この研究を通じて、「家族ケア」が労働法政策のひとつの大きな要となることをあらためて確認することになった。そこで、次の段階の研究テーマとするための基礎的作業として、家族ケアと労働法の問題を法理論的にどのように位置づけるべきかという研究にも併せて着手した。

労働時間規制に関しては、「働き方改革」における労働時間法制改変の意義について検討した。また、労働者に対してフルタイム労働とパートタイム労働の変更を保障する、ドイツの架橋的パートタイム労働時間制について検討を行った。この問題については、2022 年度に開催される日

本労働法学会ワークショップでの報告が確定している。

さらに、AI や IoT、ビッグデータによって生じる雇用環境の変化を「第四次産業革命」と呼ぶが、その下での労働をめぐる法政策の現状と課題を明らかにした。この分野においては、コロナ禍により進展した「在宅勤務」(ホームオフィス)に着目した。とりわけ、労働者の側から、「ホームオフィス請求権」が認められるかといった問題について検討した。その成果は、日独労働法協会主催のシンポジウム(2021年)において報告発表を行った。2022年度中に論文の形で公表する予定である。

非正規雇用関連法に関しては、有期契約労働者の均等・均衡待遇および更新上限条項をめぐる法的課題について、法政策の観点からみた問題、あるべき法解釈について検討を行った。

前者の問題については、研究実施期間中に5つの最高裁判決が出され、徐々に明らかとなる旧労働契約法20条(現パート有期法8条)の意義と課題について明らかにした。明らかとなったのは、非正規労働者に対する公正な労働条件の実現という同条の目的は、制限的にしか実現していないということであった。その原因については、立法上の文言の問題もあるが、なにより、非正規労働法制を、日本の労働市場においてどのように位置づけるかという問題について、確固とした立法方針がないことによるものであると考えられる。

また、後者の問題については、研究によって明らかになった知見に基づき、法解釈を展開したが、根本的な解決は立法によるべきであると考えている。その際、どのような方針に基づき、いかなる立法が行われるべきかという問題については、今後の課題として残されている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計21件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 緒方桂子	4. 巻 49
2. 論文標題 日本における第四次産業革命と労働をめぐる法政策の現状と課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 労働法論叢（ハングル）	6. 最初と最後の頁 33 - 63
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 緒方桂子	4. 巻 51
2. 論文標題 日本における高年齢者の雇用政策と法的課題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 労働法論叢（ハングル）	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 緒方桂子	4. 巻 364
2. 論文標題 新型コロナウイルス災禍における労働者の休業とその補償 - ドイツ及び韓国の場合	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 労働総研ニュースNo.364	6. 最初と最後の頁 1 - 8
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 緒方桂子	4. 巻 2021年1月号
2. 論文標題 ドイツ『在宅勤務権』をめぐる議論の動向と法的検討	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ビジネス法務	6. 最初と最後の頁 127 - 130
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 緒方桂子	4. 巻 1957
2. 論文標題 韓国における大学非常勤講師の処遇改善の光と影	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 4 - 5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 緒方桂子	4. 巻 789
2. 論文標題 会社と交渉する－労働組合について	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 26 - 32
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 緒方桂子	4. 巻 339
2. 論文標題 博報堂事件他最近の労契法19条関連裁判例及び今後の展望	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 季刊労働者の権利	6. 最初と最後の頁 62 - 71
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 緒方桂子	4. 巻 794
2. 論文標題 旧労契法20条をめぐる2020年最高裁判決を考える - 契約社員等への賞与、退職金及び福利厚生的な手当のゆくえ	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 40 - 49
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 緒方桂子	4. 巻 266
2. 論文標題 有期労働契約の更新限度条項に関する一考察 労契法19条2号に関する相補的審査及び「無期転換権発生回避行為否認の法理」の展開可能性	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 116 - 127
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 緒方桂子	4. 巻 1957
2. 論文標題 韓国における大学非常勤講師の処遇改善の光と影	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 4 - 5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 緒方桂子	4. 巻 263号
2. 論文標題 有期契約労働者の公正処遇をめぐる法解釈の現状と課題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 2-12
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 緒方桂子	4. 巻 1933
2. 論文標題 日独における現代的な労働時間法制の構想一解題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 6-11
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 緒方桂子	4. 巻 111
2. 論文標題 解雇の「金銭救済制度」論と労働組合運動のあり方	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 労働総研クォーター	6. 最初と最後の頁 56-61
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 緒方桂子	4. 巻 762
2. 論文標題 「働き方改革」と非正規労働法制の展望	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 28-32
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 緒方桂子	4. 巻 1912
2. 論文標題 労働契約法二〇条の「不合理」性の立証とその判断の方法	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 25-41
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 緒方桂子	4. 巻 1911
2. 論文標題 「労働に適した身体」であることへの過剰な傾斜と「個人の選択」化するケアー日本における働く女性が直面する「労働とケアの両立」をめぐる諸問題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 34-50
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 緒方桂子	4. 巻 526
2. 論文標題 「働き方改革」における労働時間法制改変の表と裏	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法と民主主義	6. 最初と最後の頁 10-13
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 緒方桂子	4. 巻 1999+2000
2. 論文標題 西谷自己決定論とフェミニズム、そしてケアの権利	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 35-44
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 緒方桂子	4. 巻 45巻1号
2. 論文標題 家族ケアを行う労働者の雇用と生活の保障ー日本、ドイツ及び韓国における新型コロナウイルス危機下の家族ケアと仕事との両立	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 南山法学	6. 最初と最後の頁 91-122
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 緒方桂子	4. 巻 1991
2. 論文標題 韓国女性政策研究院「新型コロナウイルスの1年 女性の仕事とケアの変化と展望」解題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 6-13
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 緒方桂子	4. 巻 vol.93 No.7
2. 論文標題 有期契約労働者に対する退職金不支給の適法性—不合理性判断の枠組みと限界	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 114-117
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 緒方桂子
2. 発表標題 ドイツ及び韓国における新型コロナウイルス危機下の家族ケアと仕事との両立
3. 学会等名 日本ジェンダー法学会・第18回学術大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 緒方桂子
2. 発表標題 日本における第四次産業革命と労働をめぐる法政策の現状と課題
3. 学会等名 韓国比較労働法学会・春季学術大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 緒方桂子
2. 発表標題 日本における高齢者の雇用政策と法的課題
3. 学会等名 韓国比較労働法学会・圓光大学法学研究所雇用国際学術大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 緒方桂子
2. 発表標題 ドイツにおけるホームオフィスをめぐる法的規整の動向 - ホームオフィス請求権の展望
3. 学会等名 日独労働法協会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 緒方桂子
2. 発表標題 家族ケアと仕事の両立に関する日韓独比較 - コロナ・パンデミックに直面して見えてきたもの
3. 学会等名 南山大学法学会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計5件

1. 著者名 和田肇、緒方桂子（他8名）	4. 発行年 2021年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 220
3. 書名 コロナ禍に立ち向かう働き方と法	

1. 著者名 和田肇・緒方桂子編著	4. 発行年 2020年
2. 出版社 旬報社	5. 総ページ数 480
3. 書名 労働法・社会保障法の持続可能性	

1. 著者名 橋本陽子編著	4. 発行年 2020年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 188
3. 書名 EU・ドイツの労働者概念と労働時間法	

1. 著者名 Hajime Wada, Raimund Waltermann, Keiko OGATA 他7名	4. 発行年 2018年
2. 出版社 PETER LANG	5. 総ページ数 188 (うち113 - 126を執筆)
3. 書名 Nachhaltiges Arbeits- und Sozialrecht in der alternden Gesellschaft in Japan und Deutschland ("Familiaere Pflege und das Arbeitsrecht unter dem Genderaspekt" を執筆)	

1. 著者名 Nora Duewell, Inken Gallner, Karsten Haase, Martin Wolmerath 編著	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Nomos	5. 総ページ数 1154 (うち45 - 68を執筆)
3. 書名 Auf dem Weg zu einem sozialen und inklusiven Rechtsstaat-- Covid-19 als Herausforderung	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計2件

国際研究集会 日韓労働法フォーラム	開催年 2020年～2020年
国際研究集会 日韓労働法フォーラム	開催年 2021年～2021年

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------